

道路空間を活用した イベント等の実施に伴う 道路占用について



呉市

令和2年4月

令和4年6月(改正)

1 道路空間の利活用

国等においては、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、道路を地方公共団体や地域の住民・団体等が一体となって取り組むイベントの場として利活用できるよう弾力的に取り扱っているところです。

呉市においても、道路をこういったイベントに利活用できるよう道路占用を弾力的に取り扱い、地域の道路の利活用に対する要請に応えるため、道路管理上支障のない範囲で許可しています。

2 道路占用

道路をオープンカフェ、祭り等の地域活動（以下「路上イベント」といいます。）で利活用するには、内容や利用場所、利用時間等によって各種の手続きが必要になります（公共空間の利活用に係る制度一覧参照）。

道路を継続的又は反復的に一定の工作物、物件又は施設を設けて利用するには、道路占用申請の手続きが必要になります。

- (例) : 路上にテーブル、イス等を設置してオープンカフェ
路上にステージを設置して祭りを開催



3 道路占用の許可基準

路上イベントにおける道路占用許可の基準については、原則「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」（平成17年3月17日国道利第28号）及び「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改定版」（平成28年3月国土交通省道路局）によりますが、具体的な取扱いについては、次のとおりです。なお、これらの基準を満たしていても、路上イベントの内容、占用物件の構造等の状況により許可できない場合があります。

(1) 占用目的

次のいずれかの路上イベントであること。

- ア 地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、国・地方公共団体及び地域の住民・団体などが一体となって取り組むもの
- イ 地域の住民・団体などが一体となって取り組み、かつ、国・地方公共団体が地域の活性化などの観点から当該路上イベントを支援するもの
- ウ 都市再生推進法人（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項の規定により指定されたものをいう。以下同じ。）が同法第119条各号に掲げる業務のうち地域の活性化などの観点から取り組むもの
- エ 地域で伝統的に行われている祭礼、縁日その他の慣習の催しであるもの

※純営利目的であるものや地域の活性化とうたっているものの明らかに内容が営利目的であるもの等は許可の対象となりません。

(2) 占用主体

次のいずれかの占用主体であること。

- ア 国・地方公共団体
- イ 国・地方公共団体を含む地域の住民・団体等の関係者からなる協議会、実行委員会等
- ウ 国・地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体
- エ 都市再生推進法人
- オ 自治会等の地縁団体又はその関係者からなる団体

※内容により国・地方公共団体が支援していることを確認する書類の提出が必要になります。

(3) 占用期間

占用の期間については、原則1日ですが、交通管理者（警察）、地域住民、商店街等の団体等の理解が得られるものについては、数日間の継続的なものや毎週日曜日といった反復的なものについても実施可能です。

※内容により、地域住民、団体等の同意書等の書類の提出が必要になります。

(4) 占用場所

次の条件をすべて満たす場所であること。

- ア 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。
（例）信号機、交通標識、案内板等を隠す物件の設置は不可。

- イ 交通量が多い場所にあつては3.5メートル以上、その他の場所にあつては2メートル以上の十分な歩行空間を確保すること。
- ウ 交差点、横断歩道、踏切及び橋りょう（楓橋を除く。）の上でないこと。
- エ 道路の曲がり角、交差点の側端、横断歩道の側端、踏切の側端、バスの停留所、消火栓、交通信号機又は道路標識から5メートル以上の距離を保つこと。
- オ 歩車道の区別がある道路の場合は、歩道上とし、歩道の有効幅員が1.5メートル以上を残し、歩車道境界から0.25メートル以上の距離を保つこと。
- カ 点字ブロックの端から0.3メートル以上の離隔を確保すること。

ただし、交通管理者等との協議により交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保されるとともに、緊急時や災害時に緊急車両が通行できるよう配慮するものについては、条件を緩和できることがあります。

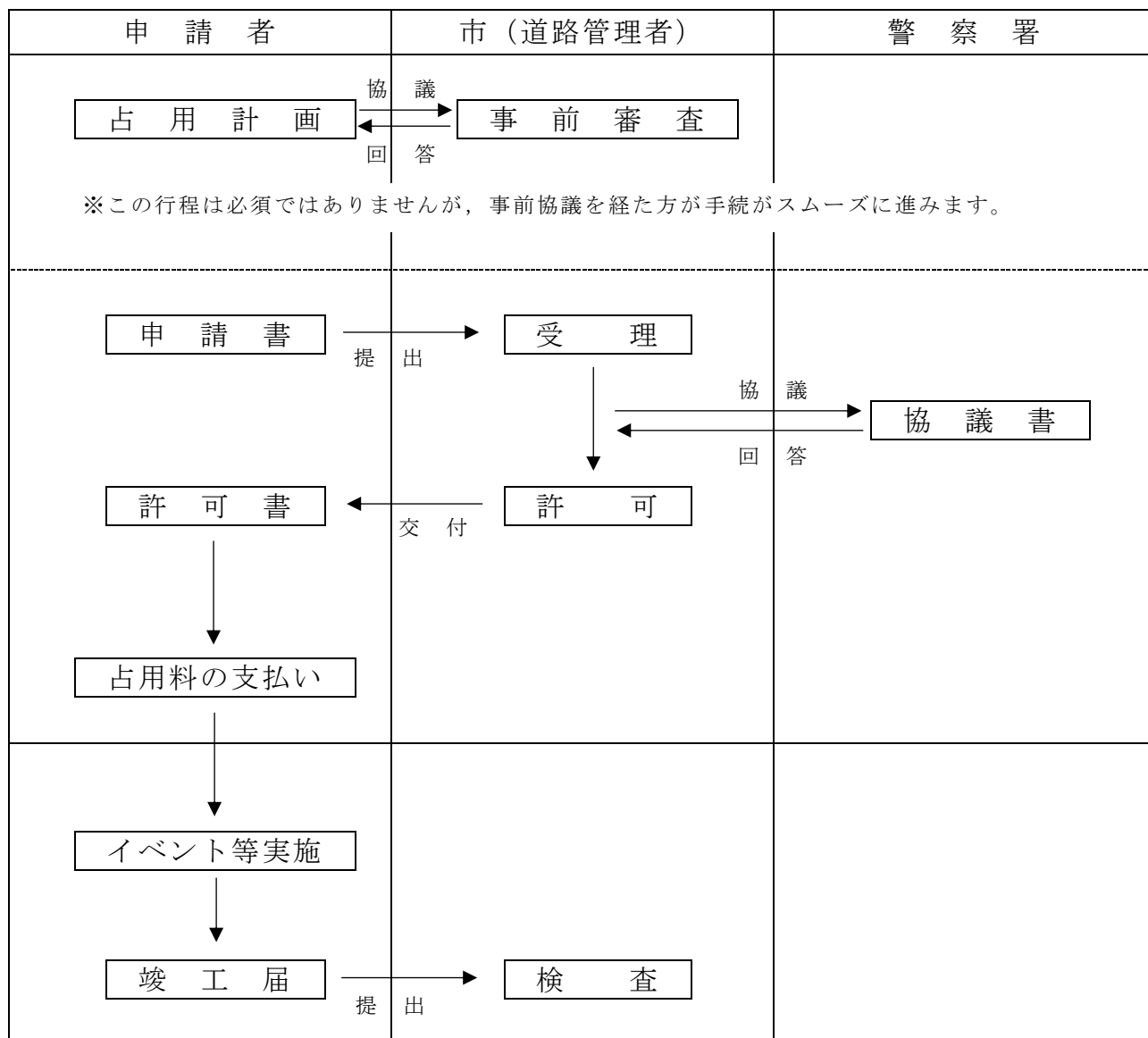
4 道路占用の手續

道路占用の手續には、事前に次の書類を提出し、許可を受ける必要があります。

- ・道路占用許可申請書（様式は呉市土木総務課の窓口又はホームページにあります。）
- ・位置図（住宅地図等の写しでも可）
- ・平面図（占用面積が確認できるものが必要）
- ・断面図
- ・現地写真
- ・その他内容に応じて必要な書類（国等が支援していることを確認する書類、関係者の同意書等）



手続の流れは下図のとおりです。申請書を提出して許可を受けるまでに市役所の開庁日で10日から2週間程度掛かりますので、早めの手続をお願いします。また、イベント終了後には、竣工届（イベント前・中・後の写真等の添付が必要）の提出が必要です。



5 道路占用料

路上イベントを実施する際、原則として道路占用料が必要になります。道路占用料は、占用する地域、占用物件の内容、面積、期間等に応じて計算し、許可の際に納付書を発行しますので、納期限内にお近くの金融機関などで納付してください。

6 その他の手続

道路を路上イベントで利活用する場合は、道路占用許可だけでなく、所轄の交通管理者（警察）による道路使用許可も必要となります。

さらに出店する店舗等や設置物によっては、保健所による食品営業許可や消防署に届出が必要になるなど、その他の手続が必要になる場合もありますので、時間的な余裕を持ち、関係機関に事前相談・協議等を行ってください。